

## 弥生時代はいつからはじまるか

弥生時代の開始年代については、国立歴史民俗博物館による最近の研究を前提とすれば、紀元前10世紀にまでさかのぼる可能性が指摘されている。これは、土器に付着した炭化米（おこげ）などを利用したAMS（加速器を用いた質量分析法）による炭素14年代法の高精度化が進み、従来にない精度で実年代の測定が可能になってきたことによる。従来の考古学固有の編年は一形式30年という仮定（土器一形式が人間の一世代で変化すると考える）を前提にした土器形式の相対編年が重視されたもので、必ずしも証明されたものではなかった。近年実用化された年輪年代による調査法によっても、弥生時代の開始年代はさかのぼる可能性が指摘されていた。中国からもたらされた前漢鏡や貨泉など、絶対年代が想定できる遺物による判断が可能になる時期以前においては、基本的に相対編年に依拠する実年代論であって、必ずしもクロスチェックされていない状況にあった。

弥生時代の開始年代の問題は、単にその年代が500年ほどさかのぼるだけの問題ではない。すなわち、従来の見解では、中国の中原地域が紀元前3世紀に秦の始皇帝により統一され、周辺地域へ文化的な影響を及ぼすようになると、大陸から稲作や金属器がもたらされ、これにより西日本地域を中心に急速な政治的統一が進むと考えられてきた。しかしながら、弥生前期の期間が従来よりも大幅に長くなったことからすれば、稲作農耕の東への普及はゆっくりしたものとなり、西日本における政治的統一も長期間にわたる稲作農耕社会を前提に考察する必要がでてきた。ただし、現状では鉄器の鍛造が中国では戦国期以降に普及することから、弥生前期は紀元前5世紀を上限とすると考えられてきた点との整合性など、この新見解にも多くの解決すべき点を残している。なお、広報誌『歴博』120号、2003年に特集がなされている。

古代では土地よりも  
人の確保が重要なのはなぜか

古代の社会では、以後の中世・近世などと比較して土地の生産力が低く、耕地の安定的な維持確保が困難な段階であった。そのため支配層は、直接生産者の人格を支配するという形態で、再生産に必要とする以外の剰余労働を、労役奉仕を中心とする租税として確保する必要があった。地域によって内容は異なるものの、古代社会がしばしばギリシャやローマを典型とするような奴隷制社会と規定される必然性がここにある。当時の日本社会は、生産力の低さに制約されて、土地や労働力が個人の所有ではなく、共同体の所有として行われていたと考えられている（総体的奴隷制）。

律令国家では、王族・貴族が天皇を中心にして支配層としてまとめ、班田収授制＝公地公民制という形態で土地人民の支配を実現していた。農民は人頭税として国家により兵士役や雑徭など過酷な労働の負担を負い、自身は農業労働を中心とする生産活動のために必要な生産手段を持たず、共同体や国家に多くを頼っていた。人の把握には戸籍や計帳が重要な意味を持ったが、偽籍や浮浪・逃亡が増大したことにより労働税を徴発する個別の人身支配は困難となる。

かわって、平安期にはすべての土地を原則として国有化し、土地台帳による耕作者の把握が開始された。これにより人頭税から地稅への転換が行われることになった。土地台帳には、班給された田の租税請負担当者の名前を一筆ごとに記載し、「名田」とか「負名」と称した。支配形態を共同体からの農民の自立に対応させ、独立した農業経営体として把握しようと試みたのである。純粋な私領と思われがちな荘園も、たてまえは租税を免除された広義の国有地（公領）として位置づけられ、免税には国家の認定が必要であった。平安時代以降、「段米」「段錢」のように徐々に土地を基準とした租税方式に転換する。やがて太閤検地により耕地ごとの農民把握は徹底されるようになり、荘園は否定されることになる。

（国立歴史民俗博物館助教授 仁藤敦史）